平成２３年（フ）第２２７９号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―113
債務者　松尾　啓一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９０号
横浜市磯子区東町18番32―403号
債務者　林　　喜子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２９４号
神奈川県大和市中央４丁目１番９号　パールハイツ507号
債務者　福島　清一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５３号
横浜市都筑区荏田南１丁目20番６―301号
債務者　児嶋　章子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７号
熊本県上天草市姫戸町姫浦4948番地21
債務者　平田　　実
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第６２１号
栃木県宇都宮市岩曽町1354番地８　ロイヤルコーポ201号
債務者　柴山　孝子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２２号
栃木県宇都宮市平松本町786番地２　高穂ハイツB103号
債務者　柴山　一幸
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２４号
栃木県さくら市上阿久津1893番地３　市営上阿久津住宅２―２
債務者　徳永　修二
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３０号
岡山市南区下中野93番地３　シティーパークＢ棟105号、旧住所岡山県倉敷市児島小川町4187番地
債務者　中島千代子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１号
岡山市南区下中野93番地３　シティーパークＢ棟105号、旧住所岡山県倉敷市児島小川町4187番地
債務者　中島　智樹
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８８１号
東京都品川区大崎４丁目11―５―101
債務者　武澤　賢治
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９４２号
東京都大田区上池台５―28―６―101、住民票上の住所東京都世田谷区上野毛４丁目20―７
債務者　楠　　恵実
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９６１号
東京都江戸川区鹿骨２丁目３―８
債務者　小早瀬結美（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1582番地　旭Ａ団地Ｓ棟25号、住民票上の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1582番地
債務者　築　真由美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第８２号
熊本県八代市千丁町古閑出2458番地９　Ａ201
債務者　西田　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部